

大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業費補助金の創設について

1 事業目的

松くい虫被害木、ナラ枯れ被害木（以下「被害木」という。）及び病虫害により枯死した経過木（以下「枯死経過木」という。）の伐倒及び駆除費用の一部を助成することで、市民生活の安全確保に努めるとともに、森林病虫害被害のまん延防止を図ります。

既存の国県補助事業の対象外地域である市街地等の被害木、枯死経過木については、倒木による人身被害等が懸念されており、被害木等の所有者からも対策を求める声が多くなってきたことから、今般、森林環境譲与税を財源として補助金を創設するものです。

2 対象者

被害木及び枯死経過木を市内に所有している個人及び団体

3 助成内容

次の経費を助成します。

- (1) 被害木の伐倒及び駆除（薬剤によるくん蒸等）に要する経費
- (2) 枯死経過木の伐倒及び整理に要する経費

4 助成金額

経費の2分の1とし、申請1件当たり50万円を限度とします。

5 申請方法

補正予算可決後、市広報や市HP等でお知らせします。（令和7年1月中旬予定）

6 スケジュール

令和6年12月 市議会第4回定例会

※補正予算可決後、申請受付に向けた準備を進めます。

令和7年1月中旬 申請受付開始（現在調整中）

※予算の上限（予定額476万円）に達した時点で受付を終了します。